砂利採取計画認可申請書類作成要領

制定　昭和５９年　４月　５日　工業第　　１８号
改正　昭和６０年　４月　１日　工業第　　１９号
改正　平成　６年　７月２２日　工業第　１１７号
改正　平成１０年　３月２７日　工業第　４９９号
改正　平成１２年　３月２９日　工業第　５０８号
改正　平成１６年　３月３１日　保安第　３４９号
改正　平成１６年　８月１２日　保安第　２０２号
改正　平成１６年１０月２５日　保安第　２８１号
改正　平成１８年　５月　１日　保安第　　９２号
改正　平成２２年　３月２３日　保安第６０４８号
改正　平成２３年　３月３１日　保安第５６８７号
改正　令和　３年　４月　９日　産振第　　４５号
改正　令和　３年１０月　１日　産振第　６２７号

第１　申請書類

１　認可申請の際に提出すべき書類は次のとおりとする。

⑴採取計画認可申請書（砂利の採取計画等に関する規則（昭和 43 年通商産業省令・建設省令第 1 号。以下「規則」という。）様式）
⑵目次
⑶業者登録通知書の写し
⑷誓約書（別紙様式 1）
⑸隣接地同意書の写し（別紙様式 2）
⑹使用土地目録（別紙様式 3）
⑺土地の登記事項証明書
⑻土地の使用収益に関しての契約書の写し
⑼土地等の使用収益に関しての行政庁の許認可書・届出書の写し
⑽砂利採取監督計画書（別紙様式 4）
⑾使用重機類一覧表(別紙様式 5)
⑿掘削工程説明書(別紙様式 6)
⒀洗浄工程説明書(別紙様式 7)
⒁廃土等処理工程説明書(別紙様式 8)
⒂防災施設説明書(別紙様式 9)
⒃製品搬出方法等説明書(別紙様式 10)（別紙様式 11）
⒄災害防止管理系統図
⒅位置図（見取図（Ⅰ）と併用可）
⒆公図
⒇見取図（Ⅰ）（位置図と併用可）
(21)見取図（Ⅱ）（実測平面図と併用可）

(22)実測平面図（見取図（Ⅱ）と併用可）
(23)実測縦断面図
(24)実測横断面図
(25)求積図
(26)採取量計算書
(27)貸借対照表(最近の決算に係るもの)
(28)深堀地の埋戻し後の地盤沈下に対する保証契約書の写し
(29)採取量計算書(別紙様式 12)
(30)埋戻土砂確保計画書(別紙様式 13)
(31)埋戻土砂確保証明書(別紙様式 14)
(32)砂利賦存状況調査結果証明書(別紙様式 15)
(33)中期事業計画書（別紙様式 16）及び中期事業計画平面図
(34)長期構想書（別紙様式 17）及び長期構想図
(35)その他特に指示するもの

２　変更認可申請の際に提出すべき書類は、採取計画の変更認可申請書（規則様式）に前記１の書面のうち(6)使用土地目録、採取計画の変更により記載内容の変更を必要とするもの及び記載内容の変更を必要としない書類の一覧表を添付するものとする。

なお、採取期間延長に係る変更認可申請の際の提出書類は次のとおりとする。

(1)変更認可申請書（変更の理由に採取土量が残っている旨を記載する。）
(2)誓約書
(3)保証書
(4)隣接地同意書の同意期間が満了する場合は、同意を更新する書類の写し
(5)使用土地目録
(6)土地等の使用収益に関しての契約期間が満了する場合は、契約を更新する書類の写し。
(7)土地等の使用収益に関しての行政庁の許認可・届出期間が満了する場合は、許認可・届出を更新する書類の写し。（特に、農地転用許可の更新について注意すること）。
(8)中期事業計画書（別紙様式 16）及び中期事業計画平面図
(9)長期構想書（別紙様式 17）及び長期構想図
(10)その他特に指示する書類（例：採取土量計算書ほか）

３　提出部数は、正本１部及び当該採取場が所在する市町村の数に１を加えた数の写しとし、商工労働部産業振興課（以下「産振課」という。）で審査するもの（当該採取場が市原市に所在する場合を除く）についてはさらに写しを１部加えるものとする。このほか、使用土地目録、位置図、見取図Ⅰ、公図等については、別表１のとおりとする。

第２　編冊方法

第１の１に記載された順序でＡ４判に編冊するものとし、図面、表の類は、おもてに内容物の名称を記載した袋にそう入すること。

第３　作成上の注意

1　一般的事項

⑴書類に記載する長さ、高さ、面積、体積、重量等の表示はメートル法で行うこと。

⑵次に掲げる用語の定義は、それぞれの右に記されたとおりとする。

ア　採　取　場　　砂利の採取活動に直接関係するすべての場所
（例）事務所・機械装置・沈でん池・防護柵・通水工作物等の設置個所・掘削区域・製品置場・積込場所・表土・廃土・ヘドロの捨場

イ　洗　浄　装　置　　砂利を水洗するための機械類

ウ　汚　濁　水　　砂利を水洗することによって生ずる汚水で汚泥物を含んだ状態のもの

エ　ヘ　ド　ロ　　汚濁水中に含まれていた汚泥物

オ　沈　殿　池　　汚濁水を清澄するための池

カ　汚濁水処理装置　　汚濁水からヘドロを分離するための機械類(付属設備を含む。)
（例）シックナー

キ　切　込　　掘削したままの状態で製品として搬出する砂利及び砂

⑶図面には方角を、さらに実測図面にあっては、縮尺を必ず表示すること。

⑷採取の方法によっては、この要領で定められた事項のうちでも不要な事項が出てくることが考えられるが、このような場合は不要な事項を適宜省略して作成すること。

2　個別的事項

⑴採取計画認可申請書

ア　「砂利採取場の区域」について

採取場の主たる地番及び筆数並びに認可申請に係る土地の総面積等を次の例に従って記載すること。

（例）千葉県○○郡○○町○○字××番ほか××筆
採取場面積　××㎡（実測・公簿の別）
掘削面積　　××㎡（実測）
明細は別添使用土地目録のとおり

イ　「採取をする砂利の種類及び数量」について

掘削総量若しくは購入原石総量又は双方と、それを洗浄する量及び製品化した場合に生ずるそれぞれのものについて、その数量を次の例に従って記載すること。

（例）掘削総量	200,000	m3	砂　利	70,000	m3
購入原石総量	100,000	m3	砂	150,000	m3
うち洗浄量	250,000	m3	切　込	25,000	m3
			表　土	20,000	m3
			廃土石	5,000	m3
			ヘドロ	30,000	m3

ウ　「採取の期間」について

(ｱ)　採取の期間は、別表２の各地域振興事務所並びに産振課管内のブロック別認可期間と調整し、原則として１年以内の期間とする。なお、ブロック別認可期間との調整の態様は次のとおりとする。

a　採取期間が採取完了まで６ケ月未満であることが明らかなものについては、ブロック別認

可期間との調整は不要とする。

b　採取開始予定時期からブロック別認可期間の終期までが６ケ月以上である場合は、当該終期までの期間とする。

c　採取開始予定時期からブロック別認可期間の終期までが６ヶ月未満であり、当該終期を越えて１年以上採取が継続される場合には、次年のブロック別認可期間の終期までとする。この場合関係書類（図面）において申請時ブロック別認可期間内で掘削する区域等と次年のブロック別認可期間内で掘削する区域等を明確にすること。

d　採取開始予定時期からブロック別認可期間の終期までが６ヶ月未満であり、当該終期を越えて採取が継続されるが、採取完了まで１年未満であることが明らかなものについては、ブロック別認可期間との調整は不要とする。

(ｲ)　優良な採取場として認められた場合は、３年以内の期間とすることができる。

エ　「砂利採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項」について

使用する重機類に一覧表(別紙様式 5)と作業の各工程ごとに従った説明書(別紙様式 6、別紙様式 7 及び別紙様式 8)を作成し添付するものとする。

したがって、申請書の記載欄には特に必要がある場合を除くほか次の例に従って記載すること。

(例)　(1)　使用重機類

別添使用重機類一覧表のとおり。

(2)　掘削工程

別添掘削工程説明書のとおり。

(3)　洗浄工程

別添洗浄工程説明書のとおり。

(4)　廃土等処理工程

別添廃土等処理工程説明書のとおり。

(5)　製品搬出工程

土砂の積込に際しては、適正積載量を遵守し、完全シート掛けを実施する。

その他は、別添製品搬出方法等説明書のとおり。

オ　「砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項」については、災害防止措置についての説明書(別紙様式 9)を作成し添付するものとする。したがって、特に必要がある場合を除くほか、次の例に従って記載すること。

(例)別添防災施設説明書のとおり。

カ　「採取をした砂利の水切り方法及び設備その他の施設に関する事項」については、特に必要がある場合を除くほか、次の例に従って記載すること。

(例)別添洗浄工程説明書の「水切り」の項のとおり。

(2)目次

提出書類を一覧できるように作成すること。

(3)業者登録通知書の写し

知事が発行した当初の業者登録通知書及び登録事項の変更があった者については、当該変更事項

について登録簿に記載した旨の通知書を複写したものとする。

⑷誓約書

誓約書（別紙様式1）を作成すること。なお、この場合取扱いの態様は次のとおりとする。

ア　法人化組合の組合員が別表３による当該組合の管轄区域で採取行為をする場合は、申請者の誓約書及び当該組合の長の保証書を添付する。

イ　法人化組合の組合員が前記アの区域以外で採取行為をする場合は、申請者の誓約書及び当該組合の長の保証書とあわせて、採取場区域を管轄する法人化組合の長の承諾書を添付する。

ただし、採取場区域を管轄する法人化組合が二以上ある場合は、承諾書発行組合は他方の法人化組合と協議することとする。

ウ　砂利（土石）採取業者の組合に加入できない大企業（資本金の額又は出資の総額が３億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が３００人を超える会社）が採取行為をする場合は、申請者の誓約書及び同業２社の保証書を添付する。

⑸隣接地同意書

掘削区域に隣接する土地の所有者（その土地について、用益物権契約または賃貸借（使用貸借）契約が締結されている場合は、その契約に基づく借地権者を含む。）の隣接地同意書（別紙様式2）の写しを添付すること。なお、掘削区域に隣接しない土地についても、影響を受ける土地については、同意書又は承諾書を添付すること。

また、所定の書式による隣接地同意書のほか、採取に関する他の同意書類によることも可とする。

（例　賃貸借契約書、林地開発許可申請書用の開発行為同意書等）

共有地については、原則として共有者全員の同意を得ること。ただし、所在不明等の理由により一部の共有者から同意を得ることが困難な特別な事情がある場合は、その共有者の同意書に代えて次の書類を添付すること。なお、この取扱いは、「土地等の使用収益に関しての契約書の写し」にも適用する。

ア　地区共有地の場合は、代表者名の同意書、地区総会議事録等経緯がわかる書面及び同意を得られない理由並びに紛争は自主的に解決する旨を記載した採取業者と代表者連名の誓約書

イ　その他の共有地の場合は、登記事項証明書、共有持分の明細総括表及び同意を得られない理由並びに紛争は自主的に解決する旨を記載した採取業者と他の共有者連名による誓約書

ただし、掘削区域の外縁から採取場区域の境界まで３０メートル以上の距離を有する部分に面し、かつ掘削による影響が及ばない隣接地については、疎明書を添付することにより、当該隣接地同意書の添付を省略できるものとする。

⑹使用土地目録

採取場の敷地として使用する土地のすべてについて、使用土地目録（別紙様式3）を作成すること。なお、所有権者が複数の場合は、共有者の全員の氏名及び持分明細の一覧表を作成すること。

⑺ 土地の登記事項証明書（登記簿謄本）

採取場の敷地のうち、掘削区域及び申請者所有の土地の全てについてのものとする。

掘削区域を除く採取場敷地内の自己所有地の登記事項証明書（土地登記簿謄本）は、添付した採取計画の認可期間の終了日の翌日から２年間の申請では、疎明書をもって代えることができる。

⑻土地等の使用収益に関しての契約書の写し

土地、建物及び水の使用並びに土砂等の採取（以下「土地等の使用収益」という。）に関して契

約が締結されている場合は、その契約書（水利組合、漁業協同組合等の同意書又は承諾書を含む。）を複写したものとする。なお、土地所有者が死亡している場合は、原則として相続権者全ての同意書を添付することとし、やむを得ない事情により当該同意書が添付できない場合は、契約当事者が当該土地を管理していることを疎明できる書面及び可能な範囲の同意書並びに民事上の紛争は自主的に解決する旨の誓約書を添付するものとする。

⑼土地等の使用収益に関しての行政庁の許認可書、届出書の写し

当該土地等の使用収益に関しての行政庁が発行した許認可の通知書又は行政庁へ提出した届出書を複写したものとする。ただし、農地法（農地転用許可）、森林法（林地開発許可）、千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（小規模林地開発行為の届出）及び法定外公共物管理条例（占使用許可、生産物採取許可等）については、受付印のある申請書の複写したものとすることができる。

⑽砂利採取監督計画書

規則第 3 条第 2 項第 6 号に規定する事項について砂利採取監督計画書(別紙様式 4)を作成すること。

⑾使用重機類一覧表

採取場で使用する重機類について使用重機類一覧表(別紙様式 5)を作成すること。

⑿掘削工程説明書

表土の除去から原石(切込を含む。)の積込みまで(掘削区域と洗浄場所とが離れているためトラック等により道路を経て原石を搬出している場合は、搬出までを含む。）について、掘削工程説明書(別紙様式 6)を作成すること。

⒀洗浄工程説明書

ホッパー投入から製品積込みまで及び汚濁水の処理について、洗浄工程説明書(別紙様式 7)を作成すること。

⒁廃土等処理工程説明書

表土、廃土、石及びヘドロの処理(廃棄することを含む。)について、廃土等処理工程説明書(別紙様式 8)を作成すること。

⒂防災施設説明書

採取活動に伴って予見される災害の防止措置について、防災施設説明書(別紙様式 9)を作成すること。

なお、この説明書には、それぞれの防災施設(例　排水溝、板囲い、築堤等をいう。)の構造図を添付するものとする。

⒃製品搬出方法等説明書

製品の搬出手段、能力等について、製品搬出方法等説明書(別紙様式 10 及び様式 11)を作成すること。

⒄災害防止管理系統図

採取場の災害防止体制について、管理及び責任を示した系統図を作成すること。

⒅位置図(見取図Ⅰと併用可)

採取場の位置を縮尺 5 万分の 1 に朱書きすること。

ただし、見取図Ⅰと併用する場合は、縮尺 1 万分の 1 以上とする。

⒆公図

採取場の敷地として使用する土地及び隣接する土地のすべてについてのものとし、それに地目及

び所有者名並びに採取場区域及び掘削区域を表示すること。また、公図を作成した年月日及び作成者氏名を記載すること。

なお、同一の敷地でありながら、大字又は字により公図が分割されている場合は、組み合せ１枚のものとして作成するものとする。

(20)見取図（Ⅰ）（位置図と併用可）

採取場周辺の状況を示すものとし、次のものの設置箇所又は所在場所を図中に表示すること。

ア　建築物（役場、学校、人家等）
イ　道路（国道、県道、市町村道、その他の道路）
ウ　河川（認定河川、普通河川、農業用等の水路）
エ　農地
オ　山林
カ　原野
キ　雑種地

なお、この見取図には、採取場から国道又は県道までの搬出経路及び次年度以降に採取する計画がある場合は、採取予定区域をあわせて記載すること。

(21)見取図（Ⅱ）（実測平面図と併用可）

採取場内の状況を示すものとし、次のものの設置箇所又は所在箇所を図中に表示すること。

ア　事務所
イ　洗浄装置
ウ　汚濁水処理装置
エ　沈殿池
オ　取水箇所
カ　通水工作物(清澄水、汚濁水、製品しぼり水)
キ　排水施設（雨水等）
ク　出入口
ケ　危険標識
コ　擁壁、柵、築堤
サ　採取場区域内(搬出入路を除く。)の一番低い箇所(以下「掘削の基準点」という。)及びその標高
シ　掘削区域（掘削の基準点よりも深く掘削する（以下「深掘り」という。）区域がある場合は、その区域を明示すること。）
ス　原石、製品の堆積場の区域
セ　ヘドロの乾燥場の区域
ソ　表土、廃土石及びヘドロの捨場(盛土箇所含む。)の区域

(22)実測平面図（見取図（Ⅱ）と併用可）

採取場の平面が明らかにわかる縮尺（原則として５百分の１）の実測図面（等高線表示のもの）とし、掘削区域及び作成年月日並びに作成者氏名を表示し、３ケ月を単位とする掘削予定区画を記入すること。

なお、この図面の作成にあたっては、採取場とその周辺の地形との関係がわかるように近隣の地表面を追加するものとする。

(23)実測縦断面図及び(24)実測横断面図

掘削区域が明らかにわかる縮尺（原則として５百分の１）の実測図面とし、「計画地盤面」を記入すること。

なお、この図面の作成にあたっては、掘削区域の地形の詳細がわかるように工夫して適宜断面をとるものとする。

(25)求積図

掘削区域について作成すること。

(26)採取量計算書

実測縦・横断面図に基づき、採取量の計算書を作成すること。

(27)貸借対照表

最近の決算にかかるものを複写したものとする。

(28)深掘地の埋戻し後の地盤沈下に対する保証契約書の写し

深掘りをしようとする場合は、その深掘地の地権者との間に埋戻し後の地盤沈下に対する保証契約書を締結し、その契約書の写しを添付すること。

ただし、申請者所有地においては、この限りではない。

(29)採取量計算書

実測横断面図に基づき、採取量の計算書を作成する。ただし、採取量計算を行うときは表土の部分・掘削の基準点までの部分及びそれより下の深掘り部分に分けて採取量計算を行うこと。(別紙様式 12)

(30)埋戻土砂確保計画書

深掘りをしようとする箇所については、災害防止の観点から掘削後、埋戻しを行うものとしているが、このときの埋戻土砂については、埋戻土砂確保計画書(別紙様式 13)を添付すること。

(31)埋戻土砂確保証明書

埋戻土砂が、場内表土等のみでは不足する場合、自社の他の採取場の土砂、購入土砂又は譲渡土砂により充当することになるが、その場合については、自社、購入元又は譲渡元の証明(別紙様式 14)を添付すること。

(32)砂利賦存状況調査結果証明書

掘削区域を掘削の基準点よりも下に10メートル以上15メートル程度までの深掘りをしようとする場合は、深掘り計画区域内の砂利の賦存状況をボーリング等により調査し、砂利が賦存することを証明する砂利賦存状況調査結果証明書(別紙様式 15)を添付すること。

また、この調査の調査地点については、深掘り計画区域全体の砂利の賦存状況を把握できるような適正な個所を選定するものとし、深掘りしようとする掘削区域 1 ヘクタール当たり 1 ヶ所以上の調査地点で調査を実施し、掘削区域が 1 ヘクタール未満の場合は、１ヶ所実施するものとする。

ただし、この証明書は深掘りの計画区域内の地下水の有無及び深掘り計画区域内の深掘り計画深度に地下水がある場合は、水位の位置を明確にしたものでなければならない。

(33)中期事業計画書及び中期事業計画平面図

ア　中期事業計画書（別紙様式 16）を作成すること。

(ｱ) 計画書は、６年以上採取する場合は６年間、それ以外の場合は採取する全期間について作成すること。

２年目以降の申請時には、当初の計画書の実績欄に実績（又は実績見込み）の数値を記入すること。

７年目の申請時には新たな計画書を作成するとともに、６年間の実績（又は実績見込み）の

数値を記入した前計画書を添付すること。

(ｲ) 「採取場面積（うち拡大面積）」欄には、当該期間において採取場に新たに加える面積をカッコ書きで記入すること。

(ｳ) 「事業上必要な面積」欄には、事務所、機械装置、沈砂池、調整池、ヘドロ池、沈殿池、製品置場、表土・廃土の置場、保安距離の確保に必要な場所、搬出入路、機械器具保管場所などの事業を遂行する上で必要な面積を記入すること。

(ｴ) 「植栽緑化面積」及び「農地復元面積」欄には、当該期間において植栽緑化や農地復元を行う面積を記入すること。

(ｵ) 「その他の面積」欄には、採取場内であって既に植栽緑化や農地復元した面積等を記入すること。

(ｶ) 「廃止面積」欄には、跡地整備及び緑化等が完了し、当該期間において採取場から除かれる面積を記入すること。

(ｷ) 「林地開発の事業区域面積（林地開発許可面積）」欄には、森林法に基づく事業区域面積を記入すること。

なお、林地開発許可を受ける場合は、許可面積をカッコ書きで記入すること。

(ｸ) 許可期間ごとの面積は、次のとおりとすること。

採取場面積＝掘削面積＋掘削地以外の面積

掘削地以外の面積＝事業上必要な面積＋植栽緑化面積＋農地復元面積＋その他の面積

なお、採取場全体を廃止する場合は、

廃止面積＝採取場面積

とすること。

イ　中期事業計画平面図を作成すること。

(ｱ) 中期事業計画平面図は、中期事業計画書に記入した全期間について、各期間別に作成すること。

(ｲ) 中期事業計画平面図は、採取場区域、拡大区域、植栽緑化等区域（既に植栽緑化等を実施した区域も含む。）、廃止区域を色分け等により明示すること。

(ｳ) 中期事業計画平面図は、比較が出来るよう縮尺を統一し、数年分を並べて作成すること。

(34)長期構想書及び長期構想図

ア　今後１０年以上継続して採取する場合は、長期構想書（別紙様式 17）を作成すること。

イ　長期構想図の作成及び提出は、中期事業計画書を新たに作成する年に行うこと。

(ｱ) 長期構想図は、長期構想書の内容に沿って作成すること。

(ｲ) 長期構想図は、１年目の採取場区域、１０年間の採取予定区域、１０年後の採取場区域、緑化等を実施し廃止する区域を色分け等により明示すること。

(35)その他特に指示するもの

特殊な事情がある場合に個々に指示する。

附則

この要領は、昭和５９年４月１日から施行する。

附則

この要領は、昭和６０年４月１日から施行する。

附則
　この要領は、平成６年７月２２日から施行する。
附則
　この要領は、平成１０年４月１日から施行する。
附則
　この要領は、平成１２年４月１日から施行する。
附則
　この要領は、平成１６年４月１日から施行する。
附則
　この要領は、平成１６年８月１２日から施行する。
附則
　この要領は、平成１６年１２月１日から施行する。
附則
　この要領は、平成１８年５月１日から施行する。
附則
　この要領は、平成２２年３月２３日から施行する。
附則
　この要領は、平成２３年４月１日から施行する。
附則
　この要領は、令和　３年４月９日から施行する。
附則
　この要領は、令和　３年１０月１日から施行する。

備考．採取計画認可申請書及び関係図面等の作成例は参考のとおりである。

（別表１）

関係機関照会用申請書類	提出部数	
	産振課審査の場合	左以外の場合
位置図、見取図Ⅰ、見取図Ⅱ、使用土地目録	原則として各８部	原則として各５部
公　図	原則として　７部	原則として　４部
中期事業計画書、中期事業計画平面図、長期構想書、長期構想図	原則として　４部	原則として　１部
製品搬出方法等説明書	原則として　２部	原則として　２部
実測平面図、実測縦断面図、実測横断面図、採取量計算書	原則として各１部	原則として各１部

（別表２）

管　轄	ブロック名	市　町　村　名			認　可　期　間
産振課	A	市原市	国道 297 号線（市原橋～牛久交差点）及び県道市原天津小湊線	以東	8 月　1 日～　7 月 31 日
				以西	11 月　1 日～ 10 月 31 日
	B	千葉市			12 月　1 日～ 11 月 30 日
葛南地域振興事務所	A	船橋市・市川市・浦安市			10 月　1 日～　9 月 30 日
	B	八千代市・習志野市			11 月　1 日～ 10 月 31 日
東葛飾地域振興事務所	A	松戸市・鎌ヶ谷市・柏市（旧沼南町を除く）			2 月　1 日～　1 月 31 日
	B	我孫子市・柏市（旧沼南町）			7 月　1 日～　6 月 30 日
	C	野田市・流山市			4 月　1 日～　3 月 31 日
印旛地域振興事務所	A	酒々井町・富里市・八街市・成田市（旧下総町）			10 月　1 日～　9 月 30 日
	B	佐倉市・四街道市・成田市（旧大栄町）			12 月　1 日～ 11 月 30 日
	C	成田市（旧下総町及び旧大栄町を除く）			2 月　1 日～　1 月 31 日
	D	白井市・栄町			4 月　1 日～　3 月 31 日
	E	印西市			6 月　1 日～　5 月 31 日
香取地域振興事務所	A	香取市(旧佐原市)			7 月　1 日～　6 月 30 日
	B	神崎町			9 月　1 日～　8 月 31 日
	C	香取市(旧栗源町)・多古町			1 月　1 日～ 12 月 31 日
	D	香取市(旧小見川町・旧山田町)・東庄町			3 月　1 日～　2 月 28 日
海匝地域振興事務所	A	銚子市			3 月　1 日～　2 月 28 日
	B	旭市			7 月　1 日～　6 月 30 日
	C	匝瑳市			11 月　1 日～ 10 月 31 日
長生地域振興事務所	A	茂原市			9 月　1 日～　8 月 31 日
	B	長柄町			11 月　1 日～ 10 月 31 日
	C	長南町			1 月　1 日～ 12 月 31 日
	D	睦沢町・一宮町			3 月　1 日～　2 月 28 日
	E	白子町・長生村			5 月　1 日～　4 月 30 日
山武地域振興事務所	A	東金市・大網白里町			11 月　1 日～ 10 月 31 日
	B	山武市(旧山武町・旧成東町)・九十九里町			7 月　1 日～　6 月 30 日
	C	山武市(旧松尾町・旧蓮沼村)・芝山町・横芝光町			3 月　1 日～　2 月 28 日
夷隅地域振興事務所	A	大多喜町・勝浦市			12 月　1 日～ 11 月 30 日
	B	いすみ市・御宿町			10 月　1 日～　9 月 30 日
君津地域振興事務所	A	木更津市・袖ヶ浦市			2 月　1 日～　1 月 31 日
	B	富津市（旧天羽町）			4 月　1 日～　3 月 31 日
	C	君津市（旧君津町・旧小糸町・旧清和村）			12 月　1 日～ 11 月 30 日
	D	富津市（旧富津町・旧大佐和町）			6 月　1 日～　5 月 31 日
	E	君津市（旧小櫃村・旧上総町）			7 月　1 日～　6 月 30 日
安房地域振興事務所	A	鋸南町			12 月　1 日～ 11 月 30 日
	B	館山市			7 月　1 日～　6 月 30 日
	C	鴨川市			4 月　1 日～　3 月 31 日
	D	南房総市			9 月　1 日～　8 月 31 日

（別表３）

各 法 人 化 組 合 管 轄 区 域 一 覧 表

（各組合の管轄区域は平成１７年４月１日時点の市町村とする）

組合名等	管　　轄　　区　　域
千葉土砂採取業協同組合	千葉市、市原市、八千代市、習志野市の区域
東葛飾土砂採取処理協同組合	船橋市、市川市、浦安市、松戸市、鎌ヶ谷市、我孫子市、柏市、野田市、流山市の区域
印旛郡市土砂採取業協同組合	佐倉市、成田市、四街道市、八街市、富里市、印西市、白井市、酒々井町、栄町、 本埜村、印旛村の区域
佐原地区砂採取協同組合	佐原市、神崎町、下総町、大栄町、栗源町、多古町、小見川町、東庄町、山田町、干潟町の区域
香取郡市土採取業協同組合	佐原市、神崎町、下総町、大栄町、栗源町、多古町、小見川町、東庄町、山田町、干潟町の区域
海匝土砂採取業協同組合	銚子市、旭市、海上町、飯岡町、八日市場市、野栄町、光町の区域
山武郡市土砂採取業協同組合	東金市、大網白里町、山武町、成東町、九十九里町、芝山町、横芝町、松尾町、蓮沼村の区域
山武建設砂事業協同組合	東金市、大網白里町、山武町、成東町、九十九里町、芝山町、横芝町、松尾町、蓮沼村の区域
山武地区土砂協同組合	東金市、大網白里町、山武町、成東町、九十九里町、芝山町、横芝町、松尾町、蓮沼村の区域
長生郡市土砂採取業協同組合	茂原市、長柄町、長南町、睦沢町、一宮町、白子町、長生村の区域
夷隅郡市土砂採取業協同組合	勝浦市、大多喜町、岬町、夷隅町、大原町、御宿町の区域
安房郡市土砂採取業協同組合	館山市、鋸南町、富山町、富浦町、三芳村、鴨川市、白浜町、千倉町、和田町、丸山町の区域
かずさ山砂採取協同組合	木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の区域
千葉県中部山砂事業協同組合	木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の区域

様式１

誓　　約　　書

この認可申請に対して認可があった場合は、操業にあたり認可採取計画（認可条件を含む。）および関係法令を遵守し、安全操業に努め、砂利採取に伴う災害を発生させないことを誓約します。

年　　月　　日

誓約人　住　　所

氏名又は名称
（法人にあっては代表者名を含む）

保　　証　　書

が、この認可申請書に定められた採取計画に基づき操業するにあたり、下記事項を履行しなかった場合、代行することを保証いたします。

記

１　砂利採取法第２１条の規定による認可採取計画（認可条件を含む。）の遵守義務にかかわること。
２　砂利採取法第２２条の規定による認可採取計画の変更命令にかかわること。
３　砂利採取法第２３条第１項及び第２項の規定による緊急措置命令等にかかわること。

年　　月　　日

保証人　住　　所

氏名又は名称
（法人にあっては代表者名を含む）　　印

住　　所

氏名又は名称
（法人にあっては代表者名を含む）　　印

（注）文頭には申請者の氏名又は名称（法人にあっては代表者を含む。）を記入すること。

様式２

隣 接 地 同 意 書

が、下記土地の隣接地を掘削することに同意します。

記

市 町 村 名	大　字	字	地　番

※同意期間（　　年　　月　　日~　　年　　月　　日）

年　　月　　日

所有権者　住 所

氏 名
(名 称)　　印

借地権者　住 所

氏 名
(名 称)　　印

(注)

1　文頭には、申請者の氏名又は名称（法人にあっては代表者氏名を含む。）を記入すること。

2　所有権者又は借地権者等が２名以上ある場合は、原則として代表者を選任して署名押印すること。

この場合、代表者選任状を添付すること。

3　不要事項は抹消すること。

4　２部作成し、１部は所有権者控えとし１部は業者控えとする。

5　所有権者（借地権者）が記入すること。

6　同意期間を定めた場合は、期間を明記すること。

7　所有権者、借地権者が個人の場合、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

様式３

使　用　土　地　目　録

採取場所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

使用目的	字	地番	地目	所有権者	※登記事項証明書	※契約書	※許認可書	※備考

（注）１　※欄は記入しないこと。（ただし、備考欄に公簿面積を記入すること。）
２　地番は使用目的別に記入するものとし、その順序は原則として事務所、採掘区域等とすること。

様式４

砂 利 採 取 監 督 計 画 書

管理事務所　　所在地
　　電話番号
業務主任者氏名

区分	監督項目	回数			
		日	週	月	年
掘削作業関係	1　掘削用機械類の整備状況の点検				
	2　掘削方法、法面の状態の点検				
	3　掘削の進行状況の把握				
	4　掘削区域標識、警戒標識、防護柵等の点検				
	5　表土、原石、資材の堆積状況の点検				
	6				
洗浄作業関係	1　洗浄装置の整備状況の点検				
	2　汚濁水処理装置の整備状況の点検				
	3　沈殿池の管理状況の点検				
	4　汚濁水、雨水の排水状況の点検				
	5　製品の堆積状況と水切り状態の確認				
	6　薬品投入量の点検				
	7　ヘドロの堆積、乾燥場の管理状況の点検				
帳簿記載関係	1　帳簿整理状況の確認				
	2　報告書作成状況の確認				
その他	1　周辺の人家、農地、道路等への影響の有無の点検				
	2　作業員出勤状況の把握				
	3　災害防止教育の実施				
	4				
異常時対策関係					

（注）　1　「回数」欄の記載にあたっては、日、週、月又は年のいずれか１項目に記入すること。
　　2　「監督項目」欄中の空白部分は、必要に応じ適宜記入すること。

様式５

使 用 重 機 類 一 覧 表

（トラックを含む）

名称（型式）	規格能力	使用目的						備考
		掘削	積込		運搬		投入	
			原石	製品	原石	表土ﾍﾄﾞﾛ		

（注）１　トラックについては、製品の出荷用のものは除くこと。
２　規格能力については、ブルドーザーはブレード面（縦×横）、ショベル類はバケット容量、トラックは積載量を記入すること。
３　「備考」欄は、使用目的が重複するものはその使用割合を記入すること。
（例）掘削：積込（原石）＝７：３

様式６

掘 削 工 程 説 明 書

<table>
<tr><td>１　掘 削 方 法</td><td colspan="3">ア．スキ取り方式　　イ．階段堀り方式　　ウ．その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">２　作 業 日 数</td><td>日　数</td><td colspan="2">日／月</td><td rowspan="6">※</td></tr>
<tr><td rowspan="2">時間数</td><td>夏　季</td><td>h／d</td></tr>
<tr><td>冬　季</td><td>h／d</td></tr>
<tr><td rowspan="3">人　員</td><td>常　勤</td><td>人</td></tr>
<tr><td>臨　時</td><td>人</td></tr>
<tr><td>計</td><td>人</td></tr>
<tr><td>３　掘 削 方 法</td><td colspan="3">別添実測縦・横断面図面に記載された「計画地盤面」のとおり。
掘削にあたっては安定勾配を維持しつつ掘削する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">４　掘削後の処理</td><td>表
土</td><td colspan="2">ア　全部除去搬出済みである。
イ　見取図Ⅱ（　　）に盛土したまま置く。
ウ　見取図Ⅱ（　　）に一時盛土し、捨場へ搬出する。
エ　その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">原
石</td><td>切
込</td><td>ア　ほとんど堆積しない。
イ　見取図Ⅱ（　　）に一時堆積する。</td></tr>
<tr><td>洗
浄</td><td>ア　ほとんど堆積しない。
イ　見取図Ⅱ（　　）に一時堆積する。
ウ　その他（　　）</td></tr>
</table>

（注）１．　※欄は記入しないこと。
２．　１．４欄は、該当するものの記号に○印を付け、（　　）に必要な事項を記入すること。
３．　「人員」欄中の常勤、臨時は、雇用形態ではなく勤務形態から判断して記入すること。

様式７

洗　浄　工　程　説　明　書

洗浄	１．洗浄方式	ア．トロンメル方式　イ．サンドポンプ方式　ウ．その他（　　）				
	２．洗浄装置	別添仕様書のとおり。				
	３．作業	日　数	日／月			※
		時間数	夏　季	h／d		
			冬　季	h／d		
		人　員	常　勤	人		
			臨　時	人		
			計	人		
	４．洗　浄　量	m3／h				
	５．原石成分	砂　利	%	※	%	※
		砂	%	※	%	
		ドタン	%	※	%	
		ヘドロ	%	※	%	
	６．洗浄水	取水個所	別添見取図Ⅱの（　　）			※
		投入量	t／h			
	７．水切り	場　所	別添見取図Ⅱの（　　）			※
		時　間	時間			
汚	８．汚濁水処理方式	ア　循環方式　　イ　放流方式　　ウその他　（　　）				
	９．汚濁水処理装置	ア　有（別添仕様書のとおり）　　イ　無				
	10．沈　澱　池	ア　有（別添構造図のとおり）　　イ　無				

この説明書は、２ページにまたがります。

濁水処理						
	11. 作業	日　数		日／月		※
		時間数	夏　季	h／d		
			冬　季	h／d		
		人　員	常　勤	人		
			臨　時	人		
			計	人		
	12. 汚濁水量			t／h	補給水量	t／h
	13. 薬品	名　称				※
		投入量	k／h	k／h	k／h	
	14. 沈殿池の清掃			回／月		※

(注)

1．※欄は、記入しないこと。

2．1．7．8欄は、該当するものの記号に○印をつけ、(　　)に必要な事項を記入すること。

3．「人員」欄中の常勤、臨時は、雇用形態ではなく勤務形態から判断して記入すること。

4．「洗浄量」欄は、サンドポンプ方式による場合は、揚水中の原砂の含有率から算出した実揚砂量を記入すること。

5．「原石成分」欄中のドタンとは、洗浄原石中に含まれた廃土石をいう。

6．「洗浄水」欄中の投入量は、サンドポンプ方式による場合は、原砂を除いた実揚水量を記入すること。

7．「補給水量」欄は、循環方式の場合についてのみ記入すること。

8．プラント配置図（組立図）及びフローシートを添付すること。

様式８

廃 土 処 理 工 程 説 明 書

<table>
<tr><td rowspan="2">表土・廃土</td><td colspan="3">１．廃 棄 方 法</td><td colspan="2">ア　盛土堆積場を最終的な捨場としてしまう。
イ　トラックで捨場へ運搬する。
ウ　その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">２．捨　　場</td><td colspan="2">ア　有（別添見取図Ⅱの（　　））　　イ　無</td></tr>
<tr><td rowspan="6">ヘドロ</td><td colspan="3">３．　　量</td><td>m3／ｄ（乾燥前のもの）</td><td>※</td></tr>
<tr><td rowspan="2">４．乾燥</td><td rowspan="2">A 乾燥させる</td><td>方法</td><td colspan="2">ア　機械使用（別添仕様書のとおり）
イ　天　日　（　　日間）
ウ　その他　（　　）</td></tr>
<tr><td>場所</td><td colspan="2">別添見取図Ⅱの（　　）</td></tr>
<tr><td>B 乾燥させない</td><td>理由</td><td colspan="2">ア　（　　）により直ちに捨場に輸送するため。
イ　表土と混合して捨場へ運搬するため。
ウ　その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">５．輸送・運搬</td><td>沈殿池↓乾燥場</td><td>方法</td><td colspan="2">ア　ヒューム管（φ　　）　U字溝（　　㎝）使用
イ　コンベア（　　m3／ｈ）使用
ウ　バキューム車（　　kl）使用
その他（　　）</td></tr>
<tr><td>乾燥場↓捨場</td><td></td><td>ア　トラック使用
イ　ショベル使用
ウ　その他
（　　）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">６．捨　　場</td><td colspan="2">別添見取図Ⅱの（　　）</td></tr>
</table>

（注）

１．※欄は、記入しないこと。

２．１．２．４．５欄は、該当するものの記号に○印を付け、（　　）に必要な事項を記入すること。
なお、４．欄の記入にあたってはＡ又はＢのうちいずれか不要の欄は×印をつけること。

３．表土・廃土の捨場、ヘドロの乾燥場、ヘドロ捨場については、工作物を設ける場合は、その構造図を添付すること。

様式９

防　災　施　設　説　明　書

		崩　壊　対　策	排　水　対　策	交　通　対　策
掘削工程	表土	1　設置してある。 位置見取図Ⅱの（　　） 2　設置する予定。 位置見取図Ⅱの（　　） 3　設置しない。	1　設置してある。 位置見取図Ⅱの（　　） 2　設置する予定。 位置見取図Ⅱの（　　） 3　設置しない。	1　設置してある。 位置見取図Ⅱの（　　） 2　設置する予定。 位置見取図Ⅱの（　　） 3　設置しない。
	原石	1　設置してある。 位置見取図Ⅱの（　　） 2　設置する予定。 位置見取図Ⅱの（　　） 3　設置しない。	1　設置してある。 位置見取図Ⅱの（　　） 2　設置する予定。 位置見取図Ⅱの（　　） 3　設置しない。	1　設置してある。 位置見取図Ⅱの（　　） 2　設置する予定。 位置見取図Ⅱの（　　） 3　設置しない。
	積込・搬出		1　設置してある。 位置見取図Ⅱの（　　） 2　設置する予定。 位置見取図Ⅱの（　　） 3　設置しない。	1　設置してある。 位置見取図Ⅱの（　　） 2　設置する予定。 位置見取図Ⅱの（　　） 3　設置しない。
洗浄工程	プラント置場		1　設置してある。 位置見取図Ⅱの（　　） 2　設置する予定。 位置見取図Ⅱの（　　） 3　設置しない。	1　設置してある。 位置見取図Ⅱの（　　） 2　設置する予定。 位置見取図Ⅱの（　　） 3　設置しない。
	製品堆積場	1　設置してある。 位置見取図Ⅱの（　　） 2　設置する予定。 位置見取図Ⅱの（　　） 3　設置しない。	1　設置してある。 位置見取図Ⅱの（　　） 2　設置する予定。 位置見取図Ⅱの（　　） 3　設置しない。	1　設置してある。 位置見取図Ⅱの（　　） 2　設置する予定。 位置見取図Ⅱの（　　） 3　設置しない。
	沈殿池		1　設置してある。 位置見取図Ⅱの（　　） 2　設置する予定。 位置見取図Ⅱの（　　） 3　設置しない。	1　設置してある。 位置見取図Ⅱの（　　） 2　設置する予定。 位置見取図Ⅱの（　　） 3　設置しない。
表土・ヘドロ	処理工程	1　設置してある。 位置見取図Ⅱの（　　） 2　設置する予定。 位置見取図Ⅱの（　　） 3　設置しない。	1　設置してある。 位置見取図Ⅱの（　　） 2　設置する予定。 位置見取図Ⅱの（　　） 3　設置しない。	1　設置してある。 位置見取図Ⅱの（　　） 2　設置する予定。 位置見取図Ⅱの（　　） 3　設置しない。

（注）　１．各欄について、該当するものの数字に○印をつけること。
２．数字の１又は２に○印を付けた場合は、（　　）に必要な事項を記入し、その工作物の構造図（設置予定のものはその予定年月日を含む）を添付すること。
３．プラントとは、洗浄装置及び汚濁水処理装置をいう。

様式１０

製品搬出方法等説明書

搬出手段		１．トラック		２．コンベアー		３．その他	
		ｔ車　台		巾　m 長さ　m 基			
		ｔ車　台					
		ｔ車　台					
トラック所有状況		１．自社所有		２．運送業者（委託）		３．その他（　）	
		ｔ車　台		ｔ車　台		ｔ車　台	
		ｔ車　台		ｔ車　台		ｔ車　台	
		ｔ車　台		ｔ車　台		ｔ車　台	
計量状況		１．重量（ｔ）		２．容量（m3）		３．その他（　）	
搬出路の状況	道路区分	私道		市町村道		県道	
	巾員	（　）m～（　）m		（　）m～（　）m		（　）m～（　）m	
	舗装の有無						
	橋梁の有無						
	主な通行規制等 重量制限 運行時間　等						
道路の清掃及び補修の計画							
千葉県土砂運搬適正化対策要綱に基づく届出の　有・無		提出年月日	年　月　日	総量	m3 （ｔ）	期間	月　日～　月　日

様式１１

製　品　搬　出　方　法

手　　段	１．トラック	２．その他
能　　力	t車　　台　　m3／日 t車　　台　　m3／日 t車　　台　　m3／日	
搬　出　量	１日当たり最大　　m3／日　　１日当たり平均　　m3／日	

別　　表

主たる販売先及びその数量

	販売先 都県別	建設業者	砂　　利 販売業者	生コンク リート業者	自家消費	その他
		千m3	千m3	千m3	千m3	千m3
採取をした砂利の都県別の販売及びその数量						

(注)　販売先が年次契約等により特定できるものは、販売先の会社名、所在地、契約数量等を別記すること。

様式１２

採　取　量　計　算　書

A　表土（埋戻し用）

測　　点	測点間距離 (m)	断　面　積 (m2)	平均断面積 (m2)	立　　積 (m3)
計				(m3)

採　取　量　計　算　書

B　砂利（埋戻しを要しない箇所より採取する砂利）

測　　点	測点間距離 (m)	断　面　積 (m2)	平均断面積 (m2)	立　　積 (m3)
計				(m3)

採　取　量　計　算　書

C　砂利（埋戻しを要する箇所より採取する砂利）

測　　点	測点間距離 (m)	断　面　積 (m2)	平均断面積 (m2)	立　　積 (m3)
計				(m3)

様式１３

埋 戻 土 砂 確 保 計 画 書

年　　月　　日

千葉県知事　　様

住　所
氏　名

当社（私）が砂利取得計画（変更）認可申請している○○○○採取場については深堀りを計画しています。

ついては、土砂の確保については下記のとおり計画しています。

また、埋戻し用の土砂の搬入に際しては下記土地の埋戻し土砂を使用し、一般廃棄物、産業廃棄物及びその他有害物質等を搬入しないことを誓約いたします。

記

1　深堀個所の採取量		m3
2　埋戻し用土砂量		m3
	（内　訳）場内表土等	m3
	自社の他の採取場の認可土砂	m3
	購入（譲渡）土砂	m3

（注）　不要な文字は抹消すること。

様式１４

埋 戻 土 砂 確 保 証 明 書

年　　月　　日

千葉県知事　　様

購入又は譲渡元事業者　　住　所
氏　名

〇〇〇株式会社が砂利採取計画（変更）認可申請している〇〇〇採取場の深堀箇所の埋戻し用として、当社（私）の現在、砂利（土）採取計画認可を受けている採取場から下記のとおり土砂を搬出することに相違ありません。

記

1　採取場名称
2　採取場所在地
3　砂利（土）採取計画認可番号・認可年月日
4　土砂搬出先

※自社の他の採取場から充当する場合は、当該認可申請事業者が自ら証明すること。

(注)　不要な文字は抹消すること。

様式１５

砂利賦存状況調査結果証明書

年　　月　　日

千葉県知事　　様

住　所
氏　名

（事業者名）が砂利採取計画(変更)認可申請している○○○○採取場については、深堀りを計画しています。

そのため、掘削の基準点より１０メートルよりも深い部分について、砂利の賦存状況調査を実施したところ、下記のとおりであったことを証明します。

記

１　砂利賦存状況調査地点の位置図（別添のとおり）
２　砂利賦存状況の柱状図（別添のとおり）
３　地下水の有無及び水位の位置を明確にした資料（別添のとおり）

(注)　不要な文字は抹消すること。

様式１６

砂　利　採　取　中期事業計画書

年　　月　　日作成

事　業　者	住　　所		事業所所在地			
	名　　称 代　表　者		作　成　者　名		電話番号	

事　　業　　の　　概　　要				
採取場の経緯等	採取場周辺の状況	今後の方針・計画	今後の採取期間	その他特記事項
			１　１０年以上 ２　１０年未満	

関　係　法　令　に　関　す　る　許　認　可　等　の　状　況			
農地法関係	森林法関係	文化財関係	その他関係事項

認可期間ごとの計画　千㎡	項　　目	年　月～　年　月		年　月～　年　月		年　月～　年　月		年　月～　年　月		年　月～　年　月		年　月～　年　月	
		計　画	実　績	計　画	実　績	計　画	実　績	計　画	実　績	計　画	実　績	計　画	実　績
	採取場面積 （うち拡大面積）												
	掘削面積												
	掘削地以外の面積												
	事業上必要な面積												
	植栽緑化面積												
	農地復元面積												
	その他の面積												
	廃止面積												
	林地開発の事業区域面積 （林地開発許可面積）												

採取場として使用する総面積	千㎡	左のうち自社の所有する面積	千㎡

備考：記載方法は、採取計画認可申請書類作成要領の「第３　作成上の注意」によること。

様式１７

砂 利 採 取　 長 期 構 想 書

年　　月　　日作成

<table>
<tr><td rowspan="2">事業者</td><td>住　所</td><td></td><td>作成者名</td><td></td></tr>
<tr><td>名　称
代表者</td><td></td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業所所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="5">１．今後１０年間の採取計画について</td></tr>
<tr><td colspan="5">２．上記計画上の問題（許認可関係，権利関係等）について</td></tr>
<tr><td colspan="5">３．１０年後以降の採取の方針について</td></tr>
<tr><td colspan="5">４．廃止後の土地利用計画，方針について</td></tr>
</table>

備考：記載方法は、採取計画認可申請書類作成要領の「第３　作成上の注意」によること。